

## 岩国市議会基本条例

地方分権の推進が叫ばれて久しい中、地方自治体においては従来と比してその権限や責任が拡大したことに加え、本市においては平成18年3月の市町村合併に伴い、行政区域の拡大がもたらした各種業務の多様化や複雑化への対応が必須とされている。

このことは、首長とともに二元代表制の一翼を担う我々地方議会が、議事機関として従来から求められている執行機関への監視機能に加え、政策提言や情報発信などを通じて、公平かつ風通しのよい開かれた議会を目指さなければならないことを意味するものである。

よって岩国市議会は、自らの果たすべき役割と責務の重要性に対する認識を新たにし、その権限を適切かつ最大限に発揮することにより、地方議会として地方自治の本旨の実現を図るため、ここに本条例を制定するものである。

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務、活動原則その他の基本事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 市の団体意思の決定機関として、公正性及び透明性を確保し、信頼性を重んじた議会活動を行うこと。
- (2) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 提出された議案等の審議又は審査を行うほか、独自に政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 議決責任を深く認識した上で、議案等を議決し、もって市としての意思決定又は政策決定をした際、市民から説明を求められたときは、分かりやすい言葉を用いること。
- (5) 市民の意見を的確に把握し、市民参加の機会の拡充に努め、市政及び議会活動に反映させること。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の議事機関であることを十分認識し、議員相互の自由討議を積極的に行うこと。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、これを政策形成に反映できるように、自己の能力を高めるため不断の研さんを行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域に偏ることなく、安心して安全なまちづ

くりをはじめ、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(4) 対等の立場で議会活動を行うとともに、民主的かつ公平な議会運営を行うこと。

(会派)

第4条 議員は、円滑に議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派の代表者による会議に関し必要な事項は、別に定める。

(市民参画の推進)

第5条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、市民を代表する議会の視点から、議会広報活動を通じて、市政に関わる重要な情報を常に市民に対して公表するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 前項に規定する緊張感の保持において、議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、登壇時の初回質問を除き一問一答方式によるものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

(2) 他の地方自治体の類似する政策等との比較検討

(3) 総合計画における根拠又は位置づけ

(4) 政策等の実施に関わる財源措置

(5) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を求めるものとする。

(議決事件の拡大)

第10条 議会は、自らの団体意思決定機能と監視機能を向上させ、また、市の重要な計画や政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(委員会の活動)

第11条 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営するものとする。

(議案等審議の原則)

第12条 議会は、市長から提出された議案等について、質疑、討論その他の方式により審議を尽くし、その可否を決定するものとする。

(議員相互の自由討議)

第13条 議会は、政策課題の調査研究及び議会としての意思形成を図るため、議員相互の自由討議に努めるものとする。

2 前項の自由討議は、特別委員会等における調査研究、議員提案による条例等の検討その他議会が必要と認める事項について行うものとする。

(政務活動費)

第14条 政務活動費の執行に当たっては、岩国市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年条例第5号)の規定を遵守するとともに、その透明性を確保しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たさなければならない。

(災害時等における対応)

第15条 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、次のとおり対応するものとする。

(1) 議長は、議員による協議又は調整を行うための協議会等を開催することができるものとする。

(2) 議会及び議員は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、市長等に対し、執行に支障がないよう配慮の上、適切に提言及び提案を行うものとする。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の研さんのため、広く各分野の専門家との議員研修会を年1回以上開催するよう努めなければならない。

2 議会及び議員は、市政の課題を幅広い視点から捉えるため、他の地方自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

(議会事務局の体制整備及び強化)

第17条 議会は、議員の政策形成活動及び議会の円滑な運営を補助するため、議会事務局の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民の代表者として、社会規範に反し、市民の信頼を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を深く自覚し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議員定数及び議員報酬等)

第20条 議会は、議員定数及び議員報酬等の見直しに当たっては、行財政改革の視点及び他の地方自治体との比較だけではなく、市政の現状と課題や将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、広く意見を聴取し、市民の理解を得られるよう努めなければならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において必要に応じて検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。